

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年10月25日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

浜松市

2 作業の種類

公共測量（(1)デジタル撮影（地上画素寸法14センチメートル）、(2)デジタル撮影（地上画素寸法25センチメートル））

3 作業期間

令和4年11月1日から令和5年3月31日まで

4 作業地域

- (1) 都市計画区域内と旧引佐町の都市計画区域外の一部（新東名を含む引佐南部地区及び緑恵台地区、川名地区）
- (2) 都市計画区域外（天竜区の一部、旧引佐町の一部）